

令和元年度 市町村交付金（社会保障財源化分）が充てられた社会保障施策に要した経費

地方消費税率の引上げによる引上げ分の地方消費税収については、「消費税法第1条第2項に規定する経費（社会保障4経費）その他社会保障施策に要する経費」に充てるものとされています。令和元年度一般会計決算における充当状況については、下表のとおりです。

（歳入） 市町村交付金（社会保障財源化分） 69,999千円

（歳出） 市町村交付金（社会保障財源化分）が充てられた社会保障施策に要した経費 1,153,540千円

（単位：千円）

項目	款	項	目	社会保障施策 に要した経費 ※	特定財源			一般財源	
					国 県 支出金	地方債	その他	市町村交付金 (社会保障財源化分)	その他
社会福祉	3 民生費	1 社会福祉費	1 社会福祉総務費	315,627	206,088	0	0	12,664	96,875
			3 老人福祉費	182,481	5,049	0	770	20,424	156,238
		2 児童福祉費	1 児童福祉総務費	279,063	158,882	0	21,863	11,366	86,952
			2 児童措置費	127,960	108,257	0	0	2,278	17,425
		(小計)				905,131	478,276	0	22,633
社会保険	3 民生費	1 社会福祉費	4 国保・年金事務費	179,777	45,984	0	0	15,468	118,325
保健衛生	4 衛生費	1 保健衛生費	1 保健衛生総務費	18,795	129	0	0	2,158	16,508
			2 予防費	40,704	889	0	0	4,603	35,212
			4 母子保健費	9,133	153	0	0	1,038	7,942
			(小計)				68,632	1,171	0
計				1,153,540	525,431	0	22,633	69,999	535,477

※事務費や事務職員の人件費等は除外しています。